

厚生労働大臣の定める掲示事項（令和8年6月1日現在）

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

1. 入院基本料に関する事項

2階病棟 認知症治療病棟入院料 1	1日に看護を行う看護職員（看護師、准看護師）の数は、常時、入院患者様20人に対して1人以上です。 1日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、入院患者様25人に対して1人以上です。 夜勤を行う看護職員、看護補助者の数は合わせて3人以上、うち看護職員は1人以上です。
3階病棟 療養病棟入院基本料 2	1日に看護を行う看護職員（看護師、准看護師）及び看護補助を行う看護補助者の数は、常時、入院患者様20人に対して1人以上です。 夜勤を行う看護職員、看護補助者の数は合わせて3人以上、うち看護職員は1人以上です。
4階病棟 精神療養病棟入院料	1日に看護を行う看護職員（看護師、准看護師）及び看護補助を行う看護補助者の数は、常時、入院患者様15人に対して1人以上です。 夜勤を行う看護職員、看護補助者の数は合わせて2人以上、うち看護職員は1人以上です。
5階病棟 精神療養病棟入院料	1日に看護を行う看護職員（看護師、准看護師）及び看護補助を行う看護補助者の数は、常時、入院患者様15人に対して1人以上です。 夜勤を行う看護職員、看護補助者の数は合わせて2人以上、うち看護職員は1人以上です。

2. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。

また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化の基準を満たしております。

3. 地方厚生(支)局長への届出事項に関する事項

●入院時食事療養費(I)に係る届出

当院では、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の管理を行っております。また、療養のための食事は、管理栄養士の管理の下で適時・適温で提供しております。

4. 明細書の発行状況に関する事項

●「個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称を記載しておりますので、ご理解をお願いいたします。

自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は（ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含め）会計窓口にてその旨をお申し出ください。

5. 保険外負担に関する事項

●療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて

当院では、証明書、診断書等保険外負担につきまして、その利用日数又は利用(作成)数に応じた実費の負担をお願いしております。

なお、ご利用に際しては十分な説明を行ったうえで同意を確認させていただきます。

[PDF 療養給付外サービス費税込一覧](#)

6. 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める基準等項

● 特別の療養環境の提供に係る基準に関する事項

入院医療に係る特別の療養環境の提供

個室 A / 1日(税込)	3,300円
個室 B / 1日(税込)	2,200円
個室 C / 1日(税込)	1,100円
個室 2床室(税込)	550円

7. 施設基準届出一覧

● 当院は東北厚生局に下記の届出を行っております。

【基本診療料】

- ・療養病棟入院基本料（入院料2）
- ・診療録管理体制加算2
- ・療養病棟療養環境加算1
- ・精神科地域移行実施加算
- ・精神科身体合併症管理加算
- ・精神科救急搬送患者地域連携受入加算
- ・データ提出加算1・データ提出加算3
- ・精神療養病棟入院料／重傷者加算1
- ・認知症治療病棟入院料1／認知症夜間対応加算
- ・電子的診療情報連携体制整備加算3
- ・地域支援・医薬品供給対応体制加算1

【特掲診療料】

- ・電子的診療情報評価料
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）
- ・集団コミュニケーション療法料
- ・精神科作業療法
- ・重度認知症患者デイ・ケア料
- ・医療保護入院等診療料

- ・心理支援加算
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・入院ベースアップ評価料 4 5
- ・酸素単価

【生活療養・食事療養】

- ・入院時食事療養／生活療養（Ⅰ）

8. その他掲載が必要な施設基準と掲示事項

●医療情報取得加算

当院では、顔認証付きカードリーダーを使用したオンライン資格確認を行う体制を整えております。当院を受診される患者さんにおいては受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療を行っています。

●一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。そのため、当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方とは、お薬の商品名ではなくお薬の有効成分を処方せんに記載することです。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。そのほか、一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。なお、後発品のある先発品(長期収載品)について、患者さん自らが長期収載品を選択した場合、後発医薬品との差額の一部を「選定療養費」として自己負担していただくこととなります。

●電子的診療情報連携体制整備加算

当院では、令和8年度診療報酬改定で新設された電子的診療情報連携体制整備加算3に係る施設基準に基づき以下の体制を整備し、医療DXの推進、また質の高い医療を行うための十分な情報を取得し活用することに努めています。

1. オンライン請求体制
2. オンライン資格確認を行う体制
3. 電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室で閲覧または活用できる体制

4. 診療情報明細書の無料交付・院内掲示
5. マイナンバー保険証使用率（30%以上）
6. マイナンバーカードの利用についてのお声かけ、ポスター掲示
7. マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に関わる相談に応じ、十分な情報を取得（令和8年6月より、医療DX推進体制整備加算・医療情報取得加算から電子的診療情報連携体制整備加算へ名称変更）

PDF [マイナ保険証の使い方](#)

●地域支援・医薬品供給対応体制加算

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を含め、医薬品の安定供給に資する取組を行っています。

- 医薬品の供給が不足した場合に、処方内容の変更等について適切に対応できる体制を整備しています。
- 医薬品の供給状況によっては、投与する薬剤を変更する可能性があります。
- 薬剤を変更する場合には、受診された方に十分に説明します。
- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の積極的な使用促進をしております。